

7 実地指導でよくある指摘事項(障害児通所支援)

No	指摘事項	法令
1	重要事項説明書及び利用契約書について、通所給付決定保護者の同意した日付を記入すること。	・児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第 12 条(以下基準省令)
2	児童発達支援管理責任者は個別支援計画の作成にあたって、原案を作成すること。 担当者等を招集して会議を開催し原案について意見を求めること。 会議録の記録を残すこと。 個別支援計画の同意欄については、通所支給決定保護者の名前を記載すること。	・基準省令第 27 条
3	運営規定について、重要事項説明書等と実施地域や営業時間の記載を統一すること。	・基準省令第 37 条
4	療育道具等の設備や備品に関する諸記録を整備すること。	・基準省令第 54 条
5	定員を遵守すること。	・基準省令第 39 条
6	最新の通所受給者証にて支給量等を確認し、事業所内部の書類と整合性を合わせること。	・基準省令第 17 条
7	運営規定について、記載されている職員数を実際の職員数と一致させること。(基準を満たす範囲において、〇人以上と記載することも差し支えない)	・基準省令第 37 条
8	1日あたりの利用定員を遵守すること。	・基準省令第 39 条
9	事業所の見やすい場所に、従業員の勤務の体制、事故発生への対応、苦情処理の体制、第三者評価の実施状況を掲示すること。	・基準省令第 43 条
10	身体拘束適正化検討委員会の開催記録・議事録を適切に残すこと。	・基準省令第 44 条